

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

小郡市男女共同参画推進条例を知っていますか

市では、平成20年4月に男女共同参画推進条例を施行し、男女の人権が尊重され、自分らしく生き生きと生活できるまちづくりに市民と協働して取り組んでいます。今回は、条例の一部を紹介します。

～6つの基本理念～



男女の人権の尊重

男女の人権が性別によって差別されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

社会の制度や慣行についての配慮

男女がどのような分野でも活動するときに、「男性だから」「女性だから」という固定的な役割分担にとらわれず、自分の意思と責任のもとに活動を選択できるよう配慮されること。

政策等の立案・決定への参画

政策の立案や方針の決定の場に、男女が対等に参画できる機会が確保されること。

家庭生活と他の活動の両立

家族がお互いの協力と社会の支援によって、家事や子育て、介護などの家庭生活と仕事や地域活動などが両立できること。

性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

男女が対等な関係で、お互いの性や生殖について理解し合い、生涯健康的な生活を営む権利があること。

国際的協調

国際的な取組みと協調して行うこと。



条例で定めている6つの基本理念をもとに、自らの意思で多様な選択ができる社会をつくっていきましょう。なお、小郡市男女共同参画推進条例は市ホームページから見ることができます。

平成25年度に第2次小郡市男女共同参画計画を策定します

市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画計画を指針としてさまざまな施策を実施しています。

現在の小郡市男女共同参画計画の計画期間は、平成25年度で終了します。そこで、今年度は、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とする、第2次小郡市男女共同参画計画を策定します。

この第2次計画は、市民意識調査、市内団体へのヒアリング、パブリックコメント、男女共同参画社会推進審議会の審議などを通して市民参画を図りながら、策定していきます。



女性に対する暴力の電話相談窓口を紹介します

〇おごおり女性ホットライン

☎092-513-7337

毎週月～金曜日

午前10時～午後5時

〇北筑後保健福祉環境事務所（DV相談専用電話）

☎34-8111

毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※いずれも祝日、

12月29日～1月3日を除く